

建築物の耐震化緊急対策方針

平成 17 年 9 月 27 日
中央防災会議決定

1. 本方針の背景

- (1) 平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,433 人の尊い生命が奪われた。特に注目すべきは、地震発生直後の犠牲者の 8 割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であったことである。
- (2) また、中央防災会議では、特に発生の切迫性の高い大規模地震について被害想定を実施してきたところであるが、阪神・淡路大震災と同時刻の条件下で、東海地震では約 6,700 人、東南海・南海地震では、約 6,600 人、首都直下地震では、約 4,200 人にも及ぶ死者数が、建築物の倒壊を直接的な原因として発生するものと想定された。
- (3) 建築物の被害は、死者発生の主要因であるばかりでなく、出火、火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因でもあることが一連の被害想定で判明した。特に、人口・資産が密集する首都直下地震の被害想定ではその傾向が顕著である。
- (4) このため、東海地震対策大綱(平成 15 年 5 月)、東南海・南海地震対策大綱(平成 15 年 12 月)、更に、この度の首都直下地震対策大綱において、“建築物の耐震化”を対策の大きな柱の一つと位置付けている。
- (5) 東海地震においては、住宅等の耐震化を主とした人命に密接に関連する予防対策及び応急活動の対策方針(「東海地震緊急対策方針」)を閣議決定し(平成 15 年 7 月)、さらに、東南海・南海地震と合わせ、具体的な被害軽減量を数値目標として定めた地震防災戦略を中央防災会議決定した(平成 17 年 3 月)。これら、被害軽減対策の中でも死者数軽減(半減)の最も

効果的なものが“建築物の耐震化”であり、現在の住宅の耐震化率75%を今後10年間で90%まで引き上げることを目標としているところであるが、目標達成のためには一刻も早く建築物の耐震化に係る各種対策を推進する必要がある。また、学校、病院、国及び地方公共団体等の庁舎は、地域の防災拠点としての役割を担っているが、これら公共建築物等の耐震化の状況も十分とはいえない。

(6) 一方、昨年10月には新潟県中越地震、そして本年3月には大地震発生の可能性は低いといわれていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生し、多大な被害をもたらした。我が国において、地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあることを改めて認識したところである。

(7) 以上のように、“建築物の耐震化”については、とりわけ人命に密接に関連し、全国的に展開すべき対策である。また、各種施策に振り向けることができる資源が有限である中、当面緊急に取り組むべき課題を特定することが必要である。

2. 緊急対策の方針

上記1.により、社会全体の国家的な緊急課題として、関係省庁等が密接な連携の下、以下の方針に基づき、“建築物の耐震化”について、全国的に緊急かつ強力に実施することとする。

(1) 建築物全般に関すること

建築物の耐震化の促進については、建築物の耐震改修の促進に関する法律等によりその制度が設けられているところであるが、今後、一層の推進を図るためには、建築物の所有者等が自らの問題、地域の問題として意識をもって対策に取り組むことが必要であり、こうした所有者等の取り組みを支援するため、以下の各種対策を講じる。

地方公共団体が目標や方針を定め計画的に耐震改修を促進する仕組みの

構築、建築物に対する規制の見直し等、建築物の耐震化に取り組む環境を整備するため、耐震改修を促進する制度の見直しに直ちに取り組む。

密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を重点実施する。

専門家や事業者に対して、講習会等の開催や簡易で低コストな耐震診断、改修方法の開発、耐震化工法の評価手法の確立等の推進により技術向上を図りつつ、悪徳事業者を排除するため当該講習会等の受講者の登録・紹介体制を整備する。

補助制度の活用促進により、所有者等の耐震改修等に要する費用負担を軽減する。加えて、耐震改修促進に向けた税制度の整備について検討を進める。

建築物の取引（売買、賃貸借）時における耐震診断の有無等に関する情報提供、耐震診断や改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の導入など、安全な建築物の資産価値が評価されるしくみの構築に取り組む。

個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細な地震防災ハザードマップの整備や耐震診断の徹底的な実施の促進、更には効果的な耐震化工法や費用に係る情報提供等、建築物の所有者等に対して普及啓発を図る施策をマスメディアとも連携しつつ実施する。

建築物の耐震性確保にあたっては、単に倒壊を防止するだけでなく、敷地の崩落やブロック塀倒壊、窓ガラス、天井、看板等の落下の防止などにも取り組むほか、エレベーターの閉じ込め防止対策などを含めた総合的な安全対策を直ちに講じる。

建築物の所有者等に対する家具固定の普及啓発や、適切な固定方法の周知など、家具等の転倒防止を図る。

（２）住宅の耐震化促進

住宅の耐震化率を今後１０年間で９０％まで引き上げるため、以下のような対策を一刻も早く進める必要がある。

住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識の向上が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の

耐震化に関する意識啓発を徹底して実施する。

一般的な住宅の所有者等について、耐震化に係る知識を容易に入手できるよう相談窓口や情報提供の体制を整備する。

住宅性能表示制度の積極的活用により、住宅の耐震性能を客観的に評価し、地震に強い住宅に対する消費者の関心を高め、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導する。

(3) 公共建築物等の耐震化

学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体等の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物等が災害時には応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物等の耐震化の促進に取り組む。

各施設の耐震診断実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、災害時の対策に適切に反映するとともに、住民への周知を図る等の取組を積極的に促進する。

被災直後から対策活動が求められる施設においては、倒壊を防止するだけでなく、施設内に設置された機材にも被害が生じないようにするなど、施設の特性に応じた対策を積極的に促進する。

具体的な数値目標の設定に努めるとともに、緊急性の高い施設を絞り込み、重点化を図りながら着実に耐震性を確保する。